

森廣正著『ドイツで働いた日本人炭鉱労働者 ：歴史と現実』を読んで

ABE, Masaaki / 阿部, 正昭

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

74

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

25

(発行年 / Year)

2006-12-25

【書評】

森 廣正著『ドイツで働いた日本人炭鉱労働者
—歴史と現実—』を読んで

阿 部 正 昭

I

この本は、「1957年から1965年まで、ドイツのルール地方の炭鉱で働いた日本人労働者の労働と生活の状況を考察すること」を目的とした好著である。そのために著者は、ドイツと日本の両国において関係する文献・資料を収集し、現地調査と関係者からの聞き取りを繰り返しながら、その「歴史と現実」を具体的に分析し考察を加えている。一般の読者や学生諸君が、この本をよく理解するための前提として、日本とドイツの石炭についてのごく簡単な知識が必要だろうと、評者は考えるので、先ずその点にふれておきたい。

(1) 読者は、「黒いダイヤモンド」という言葉を聞いたことがありますか。木炭と石炭を見たり、自分で点火して使ってみたことがありますか。普通、石炭は石炭と褐炭に分けられるけれども、その性質・用途の違いを知っていますか。第二次世界大戦以前は勿論のこと、戦後の1960年ごろまで、町のいたるところに石炭が置かれ、家庭風呂にも銭湯にも石炭が使われたこと、ガスも全部石炭ガスだったことなどを、貴方は聞いたことがありますか。その頃、「煙の都 大阪」、「鉄の町 八幡の煙」とかいわれて、臭く煤だらけの工場の排煙が経済活動のシンボルだったのです。

戦後の日本では、戦争で破壊された経済復興のため、石炭増産が食料生

産とならんで最重点課題とされ、1960年ごろ、5000万トン以上の石炭が国内で生産・消費されていました。貴方は、その石炭が何処でどのように生産され、何処に輸送されどのように消費されていたのか、学びましたか。50年代後半から、「エネルギー革命」と呼ばれた経済政策の大転換が始まり、その中心が石炭合理化政策でした。40年後の2000年頃までに日本の石炭産業は消滅しました。この過程で、炭鉱離職者対策がとられはしましたが、事実上、炭鉱労働者に対する大規模な「首切り」が先行しました。「三井三池炭鉱のストライキ」は、この時代の象徴でした。かって「石炭の都」として繁栄した夕張市では、40年間にその人口が10分の1に減少し、現在、市の財政状態はまったく破綻したことが、最近報道されました。これこそ、石炭合理化政策の最悪の後遺症でしょう。

現在、国内で利用される石炭は総量約1億8000万トン（2004年）で、すべて輸入されます。この輸入炭が世界の何処から来るのか、そのために支払われる外貨はどのくらいか、輸入炭はどの分野に利用されているのか、貴方は学んだことがありますか。

(2) 読者は、この本の対象地域「ドイツのルール」の地図を眺め、その周辺の国々とのさまざまな関係を考えてことがありますか。19世紀半以後、ルール地方の石炭とその関連産業は、ドイツの産業発展の中心として国中の労働者をひきつけてきました。さらにこの地方は、周辺の国々（フランス・ベルギー・ルクセンブルク・オランダ）と社会経済的・政治的に深く結びついていました。そのためもあって、第一次大戦後の数年間、この地方は、連合国の厳しい占領・管理下におかれしました。第二次大戦後に、6カ国が創設した「欧州石炭鉄鋼共同体」においても、さらに現在の「欧州連合」においても、ルール地方は重要な位置を占めています。貴方は、このような「ルール」の経済的歴史的役割に、注意したことがありますか。

歴史的にみてドイツの褐炭は、石炭と並んできわめて重要でした。それは、褐炭が火力発電用のほかに30年代から資源不足を補うために、合成「石油・ゴム」の製造原料として、大規模に利用されたからです。戦後、正常

な国際貿易が復活するとともに、その高温・高圧利用の合成技術は、広く化学工業に転用されて大きく発展しました。60年代以後、減少傾向にあるルール地方の石炭生産（1956-57：1.25億 t，70：0.91億 t，80：0.69億 t）と対照的に、主に発電用の褐炭生産は、大規模な露天掘り方式により増加しています（0.83億 t，0.93億 t，1.17億 t*）。最近の石炭と褐炭の生産量合計は2億トンをこえていますが、その80パーセント以上を褐炭が占めています。半世紀前と比較して、今やルールの石炭は、「昔日の面影」を失ないつつあるといえるでしょう。

* {石炭と同期、ノルトライン・ウェストファーレン州の数字}

著者はこの本で、1960年前後の8年間、ドイツで働いた日本の若いエリート炭鉱労働者の経験を、「ドイツで働いた日本人炭鉱労働者」と「日本人炭鉱労働者のその後」の二部構成で、叙述している。以下、この内容を簡単に紹介（Ⅱ）、書評（Ⅲ）することにした。

Ⅱ

序章 「研究経過と本書の構成」

はじめに著者は、この研究の発端とその経過を概説している。1957年1月から65年3月の間、日本から総勢436人の若い炭鉱労働者が、5回に分かれてドイツに渡航した。その公式の目的は、ルール地方の優良鉱山で先進的な技術を学ぶため、この事業は、両国の正式な協定にもとづいて実施された。57年から61年にかけて、4陣（回）に分けて派遣された366名の場合と、62年派遣の5陣70名の場合を比べると、二つの計画の性格・内容には、大きな違いがあった。この最後の5陣の人々は、技術研修が目的ではなく、炭鉱離職者対策の一環として、職をもとめて渡航したのである。65年に彼らが帰国した後、この事業の経緯や経過と結果は、数点のルボル

タージュを残して、ほとんど忘れ去られていた。

著者は、外国人労働者問題の研究でよく知られている。1990年、彼はニュルンベルクにあるドイツ連邦労働庁所蔵の膨大な資料のなかに、「日本人炭鉱労働者受け入れに関する両国の政府間協定」を発見し、この問題の本格的な研究を開始した。彼はこの章で、その日からはじまった彼の調査・研究の方法と経過を概説しているが、ここに目を通した読者は、おそらく先を急ぎたくなるだろう。

第1章 「ドイツ経済の復興と労働力不足」

著者はここで、戦後の経済復興期における炭鉱労働者の不足問題を概説している。ドイツは第二次大戦の結果、軍隊だけで「戦死者・戦傷者・不明者」が約830万人に及んでいたから、その影響もあって戦後の労働力不足は深刻だった。この問題は、戦後東欧諸国に併合された旧東部ドイツからの引揚者や、分割されたドイツ東部（旧ドイツ民主共和国）からの避難民によって、確かに一部は補われた。だが、活況を呈していた50年代の石炭産業にとって、労働者の高齢化とその不足問題は、大きい弱点だった。ドイツの政府・業界は、その対策としてすでに就労させていた外国人労働者（ガストアルバイター）を、増加させる方針を決めた（52年4000人、56年8000人程度）。日本政府からの打診をうけたドイツは、この政策にそって日本人炭鉱労働者の受け入れを決定した。

第2章 「日本人炭鉱労働者派遣に至る経過」 第3章 「炭鉱労働者の派遣状況」

政府は、1955年「石炭から石油へのエネルギー政策の転換」を促進するため、「石炭鉱業合理化臨時措置法」を制定し、炭鉱合理化（スクラップ・アンド・ビルト）政策を開始した。この政策の主な目的は、優良鉱山の合理化と中小炭鉱の整理・閉山を同時にすすめて生産性をたかめること、これにより予想される離職者（失業）対策を効果的に実施することだった。この政策目的にそって当時の労働省官僚が企画した対策の一つが、炭鉱労働者の不足に悩むドイツに、研修目的の労働者を派遣する案であった。55

年から労働省は、この案について、経営者団体（石炭経協）や炭労（労働組合）と協議を重ねながら、ドイツ側の関係機関との協議を進めた。56年8月に、「日本人炭鉱労働者の期限付き就労派遣」について、日本政府はドイツ政府と暫定的に合意し、11月にこれが両国の協定として正式に発効した。ドイツの受け入れ条件は、「対象は坑内労働経験のある若年・未婚の労働者、総数500人、受け入れ就労期間は3年、入国・就労に特別措置、労働条件と処遇はドイツ人と同等、往復旅費は日本もち」などであった。

派遣労働者は、ドイツ側の条件に加えて、日本側の課した「健康問題、炭鉱（会社）の推薦、労組の承認」などいくつかの選抜条件を、クリアしなければならなかった。運良く選ばれた若い労働者たちは、「ドイツで先進技術を習得すること、高い賃金が得られそうなこと、海外での見聞を深めること」などを期待したという。なお、派遣労働者の平均年齢は22-23歳とごく若く、企業（会社）派遣の身分だったから、3年後に帰国すれば復職できることになっていた。

ドイツの受け入れ企業は、ルール地方の三つの炭鉱会社（ハンボルナー・クレックナー・エッセナー）で、「いずれも歴史も古く、かつ近代的な機械・設備・技術を備えた大手」だった。最初の第1陣派遣労働者59名と続く第2陣180名は、これらの炭鉱で「作業見習い・語学研修」を受けながら、現地の労働に順応していった。だが彼らは、地底深く高温多湿の坑内労働に従事するなかで、公式の渡航目的や彼らの期待と現実との違いを、いやおうなしに思い知らされることになった。危険な坑内現場での労働条件の厳しさは、彼らに食事休憩も作業中に一息つく暇もあたえないほどだった。また彼らは、大型機械になれること、ドイツ人向きの重く大型の作業道具を使いこなすことなどに、最初は苦労を重ねたという。日本側が考えていた研修目的とは異なって、受け入れ鉱山にとっての日本人労働者は、若い外国人労働者（ガストアルバイター）にすぎなかった。だが彼らは、現地の労働者と同等の労働条件のもとで、その真面目な働きぶりが評価され、日本に比べて高い請負賃金（出来高払い賃金）を受け取ることができ

た。彼らは、次第に現地の人々にとけこみ、生活にもなじんだという。なお、現地で彼らの労働組合組織率は76%に達し、他の外国人労働者に比べてとくに高かったことと、国内でも「炭労」が、彼らの労働条件に対し批判的な注意を払い続けていたことは、特記されるべきだろう。

この2,3章は、多数の労働者からの聞き取りによる叙述部分が多い。それだけに、彼らの当時の労働の実情や現地生活環境などについて、具体的に鮮明な印象をうることができる。

第4章 「第1次計画の復活と第2次計画」

1958年1月から3月にかけて、第2陣の労働者180名がドイツに渡航し、前記の3炭鉱会社に就労した。ドイツ側は日本人労働者の勤勉ぶりと優秀さを高く評価し、協定に基づく第1次計画の継続を要請していた。その一つの証は、労働者の技術資格に厳しいドイツにあって、第1,2陣約240名のうちの70%以上の人々が、重労働のかたわら技術講習で学び、より高度な技術資格「先山鉱員資格」を得たことであろう。さらに、前記3鉱山は、日本人労働者を高く評価していたから、日本人をまとめて受け入れる姿勢をとり続けた。

57年と58年に渡航した約240名の労働者は、少数の例外をのぞいて会社側の高い評価を受け、さらに現地にもなじんだ3年の生活を終えて、61年までにその大多数が帰国した。

50年代末、ドイツの石炭産業にも景気の翳りが見えはじめ、鉱山の合併と生産調整や労働時間短縮（1日7時間・週労5日制）が始まった。だが、日本人労働者を高く評価していた前記の3鉱山会社は、ルール炭鉱企業連合の支持をえて、後続の日本人労働者の受け入れ継続を強く希望した。政府もこれをうけて、第1次計画で両政府が合意した「500人枠」の実現を、日本側に強く要請した。両国の政府と業界の協議を経て、予定より遅れて、60年に第3陣60名がハンボルナー鉱山に、61年に第4陣67名がクレックナー鉱山に派遣された。この合計127名は第1次計画による派遣であったが、その渡航目的は、「技術研修から労務提供」に変更されていた。さらに彼ら

の大多数は、大手炭鉱から選ばれた。これは、石炭業界の斜陽化の中で「ピルト」された大手だけが、労働者の「派遣」に応じることができたからである。「スクラップ」された中小炭鉱に対して、いろいろな救済策がとられた。その一つとして、61年3月日本の業界と政府は、一定数の炭鉱離職者をドイツの炭鉱に斡旋する計画を、ドイツ側に提示した。この新たな提案は、両国の協議を経て同年11月に第2次計画として合意された。

この第2次計画は、渡航資格や手続きなど形式的に第1次と共通する点もあったが、質的には、「会社派遣ではない、失業対策としての労働力の提供である」など、第1次とは全く別ものだった。ドイツ側もこの計画を、「第1次と別扱い、名目は炭鉱離職者の援助」と位置づけていた。その目的は、当時のお大手炭鉱にみられた「若い労働者不足」を、既に実証済みの優秀で若い日本人（外国人）労働者で補充することだった。日本側は、この計画の斡旋炭鉱離職者を、1961年200人、62年600人、65年までに700人、合計1500人と予定していた。未達成のままの第1次の実施と平行して企画されたこの第2次計画は、国内の社会経済状態が大きく変わっていたこともあって、その数字の実現は困難だった。結局、第2次計画初年度の予定者200名を募集できず、手段を尽くして募集した炭鉱離職者70名を派遣できたのは、62年3月だった。ドイツ側、とくに前記3社がなお望んでいた日本人炭鉱労働者派遣事業は、この時点で、第1次計画は未達成のまま終わり、第2次計画は中止された。

この章の多数の「注」には、両国の関係資料と派遣労働者たちの豊富な証言が含まれており、とくに注目に値する。

第5章 「日本に帰国した人々」 第6章 「ドイツに残留した人々」

第二部のこの5,6章は、本書の珠玉の部分である。著者は次のように書いている。「日本人炭鉱労働者のドイツ派遣は、1957年1月に始まり、65年3月に終了した。だが、それが国境を越えた人の移動である限り、『終わらない』現実が残されている。渡航者総数436名のうち、帰国した大多数の人々を待ち受けていたのは、所属会社の合理化と炭鉱閉山に伴う転職であ

った。他方、3年の就労後も、いろいろな理由でドイツに残留した人々は、すでに40年の歳月を経た今日もなお在独生活を過ごしている。」(152ページ)

派遣労働者が、「3年の期限付き就労」をおえて帰国した60年代には、エネルギー政策の転換（油主炭従）をともなった「高度経済成長政策」が、政治問題の中心におかれていた。このため、石炭産業では、「炭鉱の合理化と閉山」が、大規模に強行されていた。そのために、多くの派遣労働者は、3年前の約束にもかかわらず、帰国後に転職を余儀なくされた。

著者は、自身で実施した「アンケート調査」(表5-1, 対象は北九州の38人)と聞き取りによって、派遣労働者の帰国後の生活と就職状況を、四つの場合に分けて詳しく記述している。これにより、炭鉱或いはその系列会社に戻った人も、転職したり自営を始めた人も、ほとんど全ての渡航経験者が、ドイツでの経験を生かしながら活躍している様子を、知ることができる。中には帰国後、あらためてカナダの炭鉱に職を求めた人がいたという(170~182ページ)。

著者はさらに、ドイツに残った32名についても、詳しく追跡調査し、派遣年次毎に残った場所と残った理由を、個別に明らかにしている(表6-1)。彼らの中には、かつて派遣されていた3鉱山、とくにハンボルナー鉱山やクレックナー鉱山で働き続けた例が多い。これは、彼らが現地でえた技術資格(先山鉱員・電気技師など)が、会社に高く評価された結果でもあった。また技術資格をほかに生かして、転職していった人々もあった。ドイツに残った人々にほぼ共通する理由は、現地でドイツ婦人と家庭をもったことだった。

第7章 「日本の年金受給問題」

著者はここで、第1次計画でドイツに派遣され、3年の滞在後ドイツに残った人々の、年金問題を取り上げている。その事例として、K1氏の依頼により、彼の日本の会社に在職中の年金問題の解決にあたった経過を、具体的に述べている。さらに、日本とドイツの年金継続問題やドイツに残

った K 2 氏の遺族年金支給について、興味ある事例を紹介している。なお、最後に、2000年には「日独社会保障協定」が締結されたことが付記されている。

終章 「ドイツの外国人炭鉱労働者」

著者はこの章で、1957年から2002年までのドイツ全国の外国人炭鉱労働者の動向を、数字により詳しく検討している（表 終-1）。57年には炭鉱就労者・坑内労働者・外国人坑内労働者は、それぞれ 61万・38万・1万（人）だったが、60年には同じく49万・30万・0.9万、と減少した。前二者はさらに減少し、70年に25万・14万、80年に19万・10万となる。他方、外国人坑内労働者は増加を続け、75年に2.5万人でピークとなった後減少し始め、80年に2.2万、90年に1.7万、さらに96年には1万人以下となった。この過程で、坑内労働者に占める外国人比率は、60年3%、70年15%、80年22%、90年25% と増加している。このように、60年代の外国人労働者の実数と比率が急増していた時期に、ドイツ側は日本人の労働者派遣を求めていたのである。

さらに著者は、外国人炭鉱労働者の国別構成比を検討している。そこで、50年代にはイタリア人とオランダ人が、60年代前半にはギリシャ人とイタリア人が、60年代後半からはトルコ人とユーゴスラビア人が、総数のなかで高い構成率を占めたこと、さらに70年以後はトルコ人が総数の80%以上を占めていること、を示している（表 終-2）。なお、韓独政府間協定によって、63年から70年代にかけて、韓国人労働者が日本人に代わって受け入れられたが、その条件は日本人の場合と同じであったことが、最後に明らかにされている。

III

(1) この本は、ほとんど忘れ去られていた「ドイツで働いた日本人炭鉱労働者」問題を、体系的具体的に比較分析し、日本の現代社会経済史の中に位置づけた最初の研究業績である。さらに、日本とドイツ両国のエネルギーと石炭産業にかかわる基本的な問題を、40年にも及ぶ長期の労働力移動の視点から考察している。われわれは、このなかで、両国が直面している現在の外国人労働者問題を正しく捉えるための視座を、見出すことができる。ドイツは、19世紀末以来、多数の外国人労働者を受け入れてきたし、第2次大戦中は延べ数百万人の外国人や捕虜を、ほとんど強制的に使役した過去を持っている。だが、民主主義国として再生したドイツは、入国と労働許可を得た外国人であれば、ドイツ市民と同じ民主的権利を保障している。この本は、その具体的実態を、日本人派遣労働者の労働と生活の姿をとおして、鮮明に描いている。さらにこの本は、日本の過去と現在における「在留外国人・外国人労働者・研修外国人」の問題状況と、彼らの処遇について、我々が深く考察し民主主義的に対処すべきことを促している。日本における外国人労働者の民主的権利の扱われ方は、50年前のドイツでのそれより「はるかに劣っていること」を、この本は、われわれ日本人に教えてくれる。

(2) この本は、約50年前の派遣労働者の「歴史と現実」を、今日の視点で鮮明に描き出している。この調査・研究のために、著者は10年以上の歳月をかけているが、それがどれほど大変な仕事だったかということは、多くの注(3章122, 4章110)から、十分にうかがうことができる。その大多数は、この本の特徴でもある関係者からの聞き取りである。相手は、日本人だけでなく、ドイツ人関係者も多い。多少でも調査研究の経験を持つものならば、研究の前提として、聞き取りの対象を発見し連絡を取り、彼らから経験を聞きだすことが、いかに「労多く実り少ない」仕事であるか、承知しているはずである。著者はしばしばドイツに渡り、現地の学者・

関係者さらには炭鉱施設を訪ねて、かつての炭鉱現場を踏みながら、関係者との交友を深めている。その努力の中で発揮されたであろう著者の人間的魅力が、聞き取り相手の心を開かせたのであろう。

(3) 派遣労働者問題については、著者が明記しているように、日本においてすでに幾つかの新聞記事やルポルタージュがあるし、また派遣労働者自身の、さらには彼らグループ（グリュックアウフ会）の記録集も刊行されている。著者は、これらを十分に吸収した上で、日本とドイツ両国の関係公文書・外交文書・資料類や現地の新聞などを広く収集・精読し、研究の基礎資料としている。この姿勢は十分に評価されるべきだろう。

(4) 著者の人間性は、聞き取りなどの現地調査の際に発揮されただけではない。注目すべきは、ドイツに残った労働者の年金問題にたいする彼の協力の姿勢である。彼のこの親切さは、並みのものではない（7章）。くり返すが、ここに示された彼の姿勢が、多くの関係者の積極的な支持をえた理由であるように思われた。この本は、優れた研究内容だけではなく、研究過程における人間の態度・姿勢の大切さを、教えてくれる。

(5) おわりにこの本にたいする注文を少し書いておきたい。叙述を少し整理してはと感じるところがあった（3,4章）。また、ところどころに、「周知のように」（1例：126,179ページ）、とか「すでに明らかにしたように」（同：155ページ）などの表現があったが、それは、本人にとってだけのことではないか、と思わせた。先にふれたように、いくつかの表から学ぶことが多いが、もう一工夫欲しかった貴重な表もあった（表1-1, 3-1, 2）。

付記： 森 廣正のこの著書は、本人も書いているように、2回計3年の在外（ドイツ）研究の優れた成果の一つである。これを可能にした法政大学の在外研究制度が、今後とも長く維持されることを期待したい。